

八戸市省エネルギー診断受診支援事業補助金 申請の手引き

1. 補助金の概要

燃料価格の高騰が続く中で、中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、事業所における省エネ診断の受診の費用の一部を補助します。

2. 補助金の額 補助対象経費の10/10（上限3万円）

※1）補助金の額は、千円未満切り捨てです。

※2）補助対象経費は、省エネルギー診断の受診に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）となります。

※3）本補助金の交付は、1事業者当たり1回を限度とします。

※4）既に契約又は受診している場合は、補助対象外となります。

※5）国、県又は他の地方公共団体の補助金との併用はできません。

3. 補助対象者

中小企業者等で、事業を営む市内の事業所の省エネルギー診断を受診する者

※1）「中小企業者等」には、会社以外の法人であって、中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者をいう。）の規模に準ずるものを含みます。

※2）市税を滞納していないこと及び暴力団又は暴力団員等でないことが要件となります。

4. 申請の手続き

(1) 申請受付期間 令和8年6月12日（金）から令和8年12月21日（月）まで

※上記の期間内であっても、申請のあった補助金額の合計が予算の額に達した場合は、受付を停止いたします。（先着順）

(2) 申請方法

省エネルギー診断の契約及び受診前に、次のいずれかの方法により申請書類を提出してください。

区分	提出先
窓口に持参	場所：八戸市役所別館6階 環境政策課 受付時間：8時15分から17時まで（土日・祝日を除く）
郵送で提出	住所：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 宛先：八戸市環境政策課「省エネ診断補助金担当」あて
電子メールで提出	メールアドレス：saiene_hojo@city.hachinohe.aomori.jp 宛先：八戸市環境政策課「省エネ診断補助金担当」あて

※1）申請書類に不備や不足がある場合は、不受理となります。

※2）申請書類の不備や不足により不受理となったことによる損害や、郵送・電子メールの未達等については、八戸市は一切の責任を負いません。

※3）郵送については、消印日ではなく八戸市役所に到着した日での受付となります。

※4）電子メールについては、17時より後に受信した場合、翌日での受付となります。

※5）申請受付期間内の閉庁日（土日・祝日）に到着した郵便及び受信した電子メールについては、翌開庁日での受付となります。

※6）申請受付開始日（6月12日（金））8時15分よりも前に持参した書類は受理できません。郵送や電子メールにて申請受付開始日前に到着した書類も無効となり

ますのでご注意ください。（申請受付開始日前に、窓口にお越しただいで、書類提出前の事前確認を行うことは可能ですので、その場合はご相談ください。）
 ※ 7）申請後、交付決定前に契約又は着工した場合は、補助対象外となります。

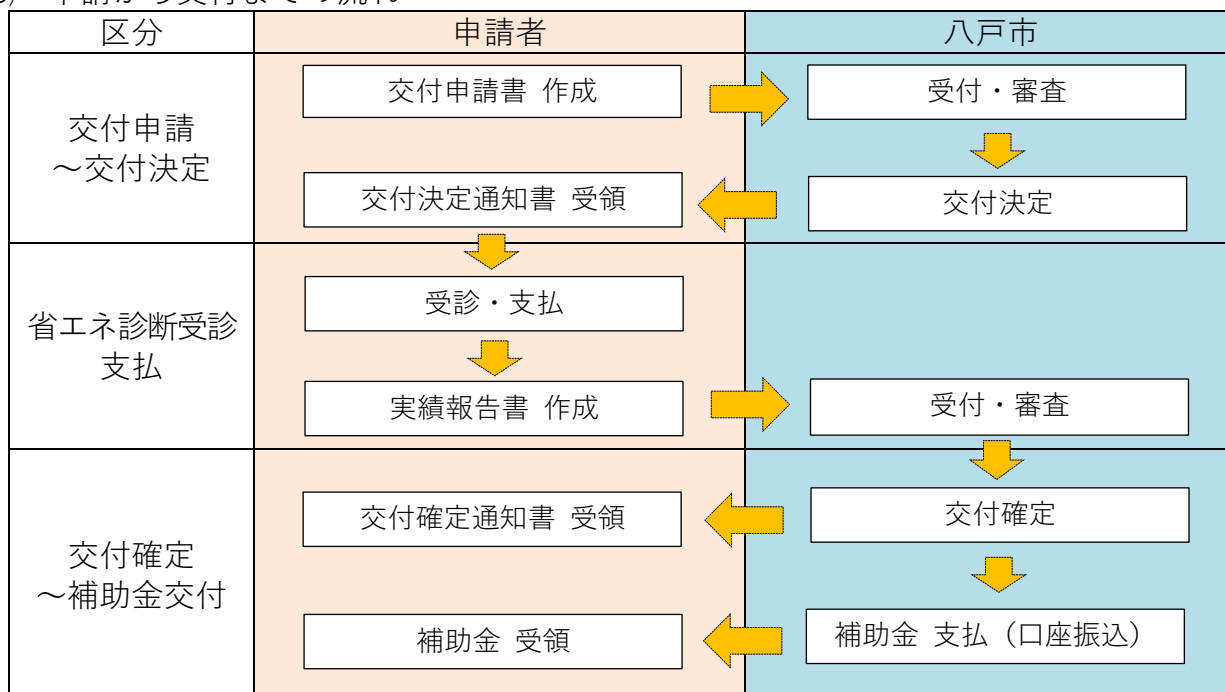
(3) 交付申請時の提出書類

提出書類	
(1)	補助金交付申請書（第1号様式）
(2)	補助対象経費に係る見積額及びその内訳を確認できる書類 ※明細も表示されている見積書の写し等
(3)	中小企業者等 確認書（別紙1）
(4)	申請者が中小企業者等であることを確認できる書類 ※発行から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し等
(5)	申請者が当該事業所において事業を営んでいることを確認できる書類 ※公共料金の明細書の写し等

(4) 実績報告時の提出書類

提出書類	
(1)	実績報告書（第6号様式）
(2)	申請者が補助対象経費を支払ったことを証する書類 ※申請者を宛名とした領収書の写し等
(3)	省エネルギー診断結果報告書の写し
(4)	補助金受領口座に記載の情報を確認できる書類 ※通帳の写し等

(5) 申請から交付までの流れ



※ 1）交付決定前に契約又は着工した場合は、補助対象外となります。

※ 2）実績報告書の提出期限は、令和9年1月29日です。

5. 補助対象事業

要件
(1) 事業を営む市内の事業所の設備等に対する省エネルギー診断として受診するものであること。
(2) 次のいずれかに該当する省エネルギー診断であること。 ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断 イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断 ウ 地方公共団体から委託を受けた者が当該受託事業として実施する省エネルギー診断

6. その他の留意事項

- (1) 提出書類について、市が写しを用意してお渡しすることはできませんので、提出前に必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたり、補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求められることがあります。
- (3) 補助事業完了後、現地確認などを行う場合がありますので、その際にご協力ください。
- (4) この手引きのほか、交付要綱の内容を確認するとともに、提出書類は記載内容を十分に確認した上で提出してください。なお、ホームページに、よくある質問（FAQ）を掲載しております。

《参考》補助金の計算例

- (1) 区 分 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- (2) 補助対象経費 23,500円（税抜）
- (3) 補助金額 $23,500円 \times 10/10 = 23,000円 \leq 30,000円$ （上限額）
※補助金額は千円未満切り捨てのため

【問合せ先】

八戸市環境政策課「省エネ診断補助金担当」
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL：0178-43-9265

※要綱・申請書などは市ホームページを
ご覧ください。



市ホームページへの
QRコードはこちら

八戸市 省エネ補助金

